

平成21年第1回農林水産省政策評価会林野庁専門部会議事録

1. 日 時 平成21年3月18日（水）10:00～12:30
2. 場 所 農林水産省第2特別会議室（農林水産省本館4階）
3. 出席者 林野庁専門部会委員
雨宮委員、安藤委員、太田座長、亀山委員、高橋委員、田中委員
農林水産省政策評価会委員
田中委員、長谷川委員
林野庁
林野庁長官、企画課長、経営課長、木材産業課、木材利用課課長補佐、計画課長、整備課長、治山課長、研究・保全課森林保護対策室長、業務課国有林野総合利用推進室長
4. 議 題（1）平成21年度事前評価について
（2）平成20年度期中の評価及び完了後の評価について
（3）平成20年度政策の実績評価について
（4）平成21年度政策の実績評価における目標設定について
（5）その他

5. 議事録

○ 開会挨拶等

（事務局）

予定の時間が参りましたので、ただ今から平成21年第1回農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催いたします。

本日は、委員の委嘱後、初めての専門部会となりますので、座長選任までの間は、私、企画課課長補佐の井上が司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず始めに、委員の出欠状況についてですが、専門部会委員は、6名全員の出席でございます。また、政策評価会委員におかれましては、本日2名の御出席をいただいております。

それでは、ここで林野庁長官から御挨拶申し上げます。

（林野庁長官）

本日は、第1回の農林水産省政策評価会林野庁専門部会の開催に当たりまして、皆様御多忙中のところ、委員を快くお引き受け頂いた上に、御出席いただきまして、誠に有り難うございます。また、各委員の皆様には、日頃から森林・林野行政につきまして、何かと

御助言、御支援をいただいております。この場をお借りして御礼申し上げたいと思います。

本日は、議事にありますように、21年度の事前評価、それから期中の評価、完了後の評価に併せまして、21年度政策の実績評価における目標設定ということについても、御議論いただきたいと思っております。

この実績評価における目標設定は、御覧のとおりアウトカム目標ということで決められております。公共事業分野は、我々5年毎に策定しております森林整備保全事業計画の中にアウトカム目標を掲げております。今回、5年毎に見直しということになっておりますので、21年4月をスタートとする新たな計画の策定に向けまして、今、皆様方のパブリックコメント等を受けながら、その作成を進めているところでございます。資料の中で資料5になりますけれども、公共事業の分野については、それを基にしました目標設定の方向の案につきまして併せて御説明したいと考えております。

この公共事業、それから我々がやっております林野行政につきましては、我々も一生懸命やっているつもりでございますけれども、どうしても気が付かない点、それからやはり皆様方の専門的な見地、或いはより広い観点から見て疑問の点、それからおかしな点、是正すべき点あるかと思っております。忌憚のない御意見をお伺いしながら、我々もより国民にとって評価される、そして我々にとっても胸の張れる事業実施を目指して頑張りたいと思っておりますので、本日皆様方から色々御意見を伺えれば本当に有り難いと思っております。よろしくお願い致します。

(事務局)

本日は、委員の委嘱後初めての専門部会でありまして、新たに委員をお引き受けいただいた方もおられますので、委員の皆様を五十音順に御紹介を申し上げます。

まず、消費科学連合会企画委員の雨宮靖子委員でございます。東京大学大学院農学生命科学研究科教授の安藤直人委員でございます。東京農業大学地域環境科学部教授の太田猛彦委員でございます。東京農工大学大学院教授の亀山章委員でございます。北里大学獣医学部教授の高橋弘委員でございます。財団法人オイスカ山梨県支部事務局長の田中美津江委員でございます。

次に、本日ご出席いただいております政策評価会委員を御紹介申し上げます。拓殖大学名誉教授の田中一昭委員でございます。消費生活アドバイザーの長谷川朝恵委員でございます。

続きまして、林野庁の出席者を紹介させていただきます。先程御挨拶申し上げました林野庁長官の内藤でございます。企画課長の牧元でございます。経営課長の神山でございます。木材産業課長の鈴木でございます。木材利用課課長補佐の渡辺でございます。計画課長の矢部でございます。整備課長の黒川でございます。治山課長の川端でございます。研究・保全課森林保護対策室長の猪島でございます。業務課国有林野総合利用推進室長の野口でございます。

次に、お手元に御用意しております資料につきまして、資料一覧で御確認いただきたいと思っております。資料1から順に読み上げさせていただきますので御確認をお願い致します。

資料1につきましては、「平成21年度林野公共事業の新規採択の方法について（案）」、資料2「森林・林業・木材産業づくり交付金の配分基準等について（案）」、資料3-1

「平成20年度期中の評価及び完了後の評価の結果について（案）」、資料3-2平成20年度民有林補助治山事業における期中の評価結果（案）、資料3-3「平成20年度民有林補助治山事業における完了後の評価結果（案）」、資料3-4「平成20年度森林整備事業における完了後の評価結果（案）」、資料4-1「平成20年度政策分野一覧（実績評価）」、資料4-2平成20年度政策評価（実績評価）目標一覧」、資料4-3「平成20年度政策の実績評価結果（案）」、資料5「平成21年度政策の実績評価目標設定の方向（新旧対照表）（案）」、資料6「今後のスケジュール、参考1農林水産省政策評価会林野庁専門部会開催要領」、最後に、参考2「政策評価に関する第三者評価会の構成について」です。お揃いでしょうか。

なお、委員の方々には、御参考までに林野公共事業の事業評価制度の体系図と事前評価マニュアル、事前にお送りしました資料からの変更点について一覧表にしてお配りしますので、併せて御確認をお願い致します。

なお、林野庁長官については、別の用がありますので、退席させていただきます。

（林野庁長官）

すいませんが別件が入りまして中座をしますけれども、皆様方からいただいた御意見は後から私も聞きまして、反映したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○ 座長選任

（事務局）

続きまして、委員の委嘱後初めての部会でございますので、座長の選任を行っていただくことになっております。

林野庁専門部会開催要領では、座長の選任は委員の互選によることとなっております。いかがいたしましょうか。

（亀山委員）

太田委員におかれましては、皆さん御承知のように学会におきましては、日本森林学会、砂防学会、日本緑化工学会と常に指導的な立場で関わってこられております。それからまた、この会もずっとこれまで座長をやってきていただいておりますので、引き続きやっていただけるとよろしいのではないかと、最適な方だということで、私としては推薦したいと思えます。

（各委員から「賛成」の声あり。）

（事務局）

有り難うございます。では、ただ今、亀山委員から太田委員を座長にという声がありました。その他の委員の方々からも賛成という意見をいただきました。よろしゅうございますでしょうか。

(拍手あり)

(事務局)

それでは異議なしということでございますので、太田委員に座長をお願いしたいと存知
ます。よろしくお願い致します。

それではここで、太田座長から御挨拶をいただいた上で、その後、議事進行についまし
ては、座長の方からお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

(太田座長)

座らせてやらせていただきます。ただ今、座長の御指名を受けました太田でございます。
皆様の御協力を得まして、これからの部会の運営に当たってまいりたいと思いますので、
よろしくお願い致します。

新しいメンバーも加わったということで、是非フレッシュな議論をしていただきたいと
思います。どうぞよろしくお願い致します。

それではまず、座長代理を選出することといたします。これにつきましては、開催要領
により座長が指名することになっておりますので、座長代理には、前回までに引き続き、
高橋委員をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願い致します。お世話になります。

○ 議事

(1) 平成21年度事前評価について

(太田座長)

それでは、議事に入ります。

本日は、平成21年度に新たに実施する事業の事前評価と平成20年度の補助事業の期中の
評価及び完了後の評価結果、さらに、平成20年度政策の実績評価結果と平成21年度政策の
実績評価における目標設定等について、各委員から御意見をいただくことにしたいと思います。
大変議事が多いものですので、どうぞ進行の方に御協力をお願い致します。

それでは議事次第に従いまして、進めたいと思います。まず、議事の1、平成21年度事
前評価について、事務局より報告をお願い致します。

(計画課長)

それでは、計画課長でございます。お手元の資料1によりまして、平成21年度林野公共
事業の新規採択の方法について、簡単に御説明させていただきますが、その前に初めての
委員の方々もおられますので、事業評価の全体の概要をお手元にお配りしております1枚
紙で簡単に御説明させていただきます。

林野公共事業につきましては、まず、事業を実施する前に事前評価というものを行いま
して、これで事業に着手する妥当性を判断しつつ、これによりまして事業を実施致します。
次に事業の途中で期中の評価というものを行う訳でございますけれども、この期中の評価

を行う基準と致しましては、原則として、採択後未着手で5年を経過した事業、それから事業採択後10年経過した事業、これらについて期中の評価を行うこととしております。さらに、この期中の評価については、期中の評価を5年毎に行うということになります。この事業採択を10年経過して期中の評価を行うという規定ができたのが、平成18年度からでございますので、それまでは5年毎にやっておりました。ですから、今回の期中の評価につきましては、5年前に期中の評価を実施して、さらに継続して現在も事業を行われているものを対象にして実施をするということになります。

さらに、事業を実施しましてそれが終わりますと、完了後概ね5年経過した時点で完了後の評価ということをやっていくと、そういう流れで事業の評価が行われております。

では、資料1に戻っていただきまして、平成21年度の新規採択の方法ということでございますけれども、事前評価の実施についてでございます。21年度の新規事業の実施地区につきましては、林野公共事業における事前評価マニュアルに基づきまして、事業の必要性、効率性、有効性の観点から、総合的に事業評価を実施して採択を行うということになります。

採択地区数でございますけれども、裏をめぐっていただきまして表が出ております。各事業毎にですね、21年度合計で2,273地区の事業採択の見込みとなっております。括弧付きで書いている数字でございますが、政策評価法に基づく事前評価というのは、総事業費が10億円以上の地区数を対象に実施するということになっておりますので、これが法律に基づく事前評価の対象地区数ということになります。

現在、林野庁では、それ以外の林野公共事業につきましても、自主的に事前評価をしているということでございます。

また、元に戻っていただきたいと思っております。具体的に事前評価の方法でございますが、大きく分けて2つの方法をとってございます。1つが費用対効果分析。これは御承知のとおりでございますけれども、事業に要する経費ですね、それから維持管理に要する経費、このトータルをコストCと致しまして、それから事業を実施した場合の効果、これを便益Bということで、現在価値化致しまして、その費用便益比 B/C 、これを算出して評価をするということでございます。

それから、もう1つのものとしまして、チェックリストがございます。評価項目としまして必須事項、これは当該事項の目標を達成するための基本的事項、それともう1つ優先配慮事項、これは、各事業の実施要領等に定める事項、これを設定いたしまして、必須事項につきましては事業の必要性が明確であること、それから技術的可能性が確実であること、それから事業による効率性が十分に認められること、こういったものについて評価いたします。優先配慮事項につきましては、事業の有効性とか、事業の効率性、実施環境等に関する事項、これを「A」、「B」、「C」の3段階、多段階で評価して判断をすると、こういう方法になってございます。

今日は、初めての委員の方もお見えでございますので、まず費用対効果分析の具体的なやり方とチェックリストの内容について御説明させていただきます。

参考資料の1でございます。これが、費用対効果分析の方法でございます。先ほど申しましたとおり費用と便益の算定を致します。費用は、整備に要する経費と維持管理に要する経費、これを現在価値に換算します。それから便益については、事業を実施した場合の

効果、これを事業の特性を踏まえまして網羅的に整理した上で整備しつつ、耐用年数、若しくは森林の効果の発揮期間に応じて貨幣化して現在価に換算して、計測しているということでございます。

2ページの方にモデル的なイメージを載せておりますが、毎年、線の下の方に費用というものがおりますように、事業着手年度以降、事業を実施すると費用がかかります。ある程度の期間をおいたところに、維持管理をするコストが掛かる。こういったものを評価年度に戻して、評価年度の価値に置き換えて、トータル致します。便益の方も事業を実施する途中で、徐々に効果が発現されてくる訳ですが、それを全部貨幣換算して、耐用年数、トータルの額を評価年度に戻して、評価年度に置き換えて、便益のトータルと費用のトータルとの比較を行うということでございます。

評価年度に戻す方法につきましては、1ページの括弧5のところがございます、社会的割引率というところがございます。これは、政府の評価全て同じ方法をとっておりますが、4%の社会的割引率によって置き換えて、こういう方法で費用対効果分析を行っているということでございます。

それから、3ページを御覧いただきますと、林野公共事業の主な便益の中身でございます。そこに、一番上に水源かん養便益、山地保全便益からずっと下に並んでございますが、それぞれの便益について、その事業が持っている特性でどの便益がカウントできるかということを決めまして、その便益について算定をするということになります。

具体的に、どういうふうな考え方でその便益を出すかということが4ページに載っておりますが、例えば、水源かん養便益でいいますと、一番上の洪水防止便益、それから流域貯水便益、水質浄化便益、こういったものをカウントします。洪水防止便益については、事業を実施する場合としない場合の単位面積当たりの雨水の流出量の差、これに事業対象区域面積を掛けまして、これに要するに貨幣価値、貨幣換算をしなければいけないというのですが、ここでは治水ダムの減価償却費を乗じる、これによって便益を求めているということになります。以下、各便益の考え方について、整理をさせていただいております。

次に、7ページの参考2に飛んでいただきます。記載の時のチェックリストの案でございます。また10ページをめくっていただきますと、事業毎にチェックリストというのを定めてございます。1ページが必須事項、2ページ、3ページが優先採択配慮事項のチェックリストでございます。必須事項については、事業の必要性が明確であること、審査の内容が記述してございまして判定をしていくこととなります。

必須事項につきまして、この内該当しない項目、要するに判定としてみずいという判定が出ますと、事業の採択はしないということになってまいります。それから、優先配慮事項につきましては、有効性、効率性、それから事業の実施環境という大きな大項目毎にですね、それぞれ細かい評価項目を設けまして、判定基準としてA、B、C、それから該当なしということで評価をするということになります。こちらは、その結果によって、優先的に実施する事業というものの優先度合が付いてくるということでございます。以下、各事業毎の判定基準、チェックリストが載せてございます。

以上が事前評価の考え方でございます。この方向についての妥当性について、御審議をいただければ有り難いということでございます。以上でございます。

(太田委員)

御説明どうも有り難うございます。ただ今の説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。はい、亀山委員どうぞ。

(亀山委員)

1点だけいいでしょうか。

机の上にいただいております、林野公共事業における事前評価マニュアル平成20年5月とありますけど、これは平成14年に作られて以来、ずっと改定されてきている資料なのでしょうか。

それとお伺いしたかったのは、20年5月ですけれども、生物多様性の基本法ができた訳で、この中でなかなかB/Cの中に入れ込むのは難しいかも知れませんが、そういった観点がもう少し入ってきてもいいのかなという感じがしたものですから、マニュアルの方を読ませていただきますと52ページのところに、生物多様性の保全便益というのが書いてあるのですけれども、なかなか難しいとしか書いてなくて、なるべくこの辺を努力なさることが大事なことではないかと、生物多様性の国家戦略の第3条に戦略を入れた訳でございますので、少しこの辺を手を付けていった方がよろしいのではないかなといったような感想めいたことを言わせていただきます。

(太田座長)

どうもありがとうございます。マニュアルの改定はどうなっているかということでございますがお願い致します。それと、特に去年と変わった点があるかどうか、やり方自体についてはほしい去年と同じかなと思っておりますが、その辺も含めてお願い致します。

(計画課長)

評価マニュアルにつきましては、毎年、その時々状況変化等を踏まえまして、修正を重ねてございまして、ですから再編したときと同じということではなく、かなりいじってきております。

今回のマニュアル(案)ということで、去年と違うところが若干ございまして、道路特定財源の一般財源化というのが行われましたものですから、私どもの道路特定財源の身代わりで、いわゆる農林漁業用の揮発油税財源の振替林道整備事業、要するに農免林道というものなんですが、この事業が今年度をもって廃止されることになっておりますので、その部分が単純にマニュアルから外れております。

あと若干、これまで文言の整理という意味です、表現がバラバラだったところについて修正をするという事務的な修正はさせていただく予定にしております。

14年からですね、主に15年の3月にも改訂し、15年の10月にも改訂し、16年にも改訂し、19年にも改訂し、20年度にも改訂しということが続けてございます。そういうことで、ルール、その時々状況に応じて必要な修正を加えてきているということでございます。

それから、生物多様性の関係で、野生鳥獣の便益算定も入れるようなことができないかということでございます。ごもっともなことございまして、最近、非常に生物多様性の

保全につきましての関心が高まっておりますので、そういったものについては、実は今、私どもも、庁内に生物多様性保全のための検討会を立ち上げてございます。6月ぐらいまでには、その取りまとめをして、名古屋で行われます生物多様性条約の締約国会議に向けてどんなことができるかということを検討している訳でございますけれども、そういった中で生物多様性の保全の評価についても、一定の何か考え方ができないかということで、専ら今やっております。こういった検討結果も踏まえて、もしこういったマニュアルの中に活かしていけるものがあれば、どんどん積極的に取り組んでいきたいということでございます。

(太田座長)

どうもありがとうございます。マニュアルの算定式、或いは算定項目、常に改訂ということでございますけれども、亀山委員よろしいでしょうか。

(亀山委員)

はい結構です。

(太田座長)

生物多様性について、個々の問題はまた色々議論されればいいことかと思っております。高橋委員どうぞ。

(高橋委員)

確認の意味で1点。今、多様性の話がありましたので、多様性を検討するに当たっての配慮していただいているということが1点。

まず確認の意味ですが、事業評価の方法として2つの方法を取っていると、大きく分けて。B/Cの分析結果が1.0以上というのが評価手法、と同時にチェックリストの方では必須事項と優先配慮事項があつて、「A」、「B」、「C」の評価をして、優先事項はそれに該当するかどうかを見ていくということで、最終的に総合評価をする場合はどれか1つ引っかけなくても脱落するのでしょうか。全体の最終採択の評価判定について確認させていただきたい。

(太田座長)

はい確認ということですが、いかがでしょうか。

(計画課長)

まず、採択するかどうかの判定は、費用対効果分析が1.0を下回る場合は、これはアウトです。それから、チェックリストの必須事項で1項目でも×が付く場合はこれもアウトです。ですから、そこが要するに採択するかしないかのラインということでございます。

(高橋委員)

はいわかりました。それから、亀山先生から生物多様性の話が出ましたけれども、過去

においてですね私、技術会議の仕事で生物多様性に関する国際的な調査を担当したことがあります、そのときの議論が、国際的に確かにですね、国内の森林環境の保全をする、或いは農業関係の保全をすることによって、生物多様性が維持されているということは事実としてあります。これはどっちかという、国内の内部的な効果だと思います。同時に国外的には、例えばトマト、ジャガイモ等の現在主食になっているような原産地の、要するに種イモを生産して人類のために貢献を果たしたアンデス山脈の方々、原産地に対して、どのようなフィードバックをするのかと。国際的には、そのような海外での樹木でいけば母樹のようなもの、或いは種子の保全に対する貢献も効果を判定しながらですね。また先進国は、そういう発展途上国の原産地を維持している国々に資金援助をするとか、或いは技術援助をしたらいいのではないかというような調査をしていたのです。特に、OECDとか国際的な機関の中で、そういう動きが出そうだとということで、南北間の問題とすることを調査したことがありますので、その後その調査がどう発展していったのか判りませんが、そういう動きがあるということで、内部的な効果、或いは外部的な効果を含めて検討していただければありがたいなと、これは要望といいますかコメントです。

(太田座長)

どうも有り難うございます。個別の項目、或いは算定式等については、また議論もあろうかと思いますが、ここのところは方法についてですけど、特に何かさらにございますでしょうか。

それでは、沢山議題がございまして、大変申し訳ありませんけど、林野公共事業等の新規採択の方法について、まず1つ目としては、費用対効果分析の方法、それから2つ目としてはチェックリストの項目、さらにこれらにより事業の必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行い採択するというこの方式、大枠はそう変わらないということですが、この年度についてよろしゅうございましょうか。

それでは、そういう形でやっていくということにさせていただきます。何度も申し上げますけれども、個別の項目等についてはまたこれから議論する時間もあろうかと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

それでは続きまして、交付金の配分基準等について、事務局より御報告をお願い致します。

(経営課長)

はい、経営課長でございます。よろしくお願ひ致します。

お手元の資料の2でございます。森林・林業・木材産業づくり交付金の配分基準等についてという資料に基づきまして御説明申し上げます。

この森林・林業・木材産業づくり交付金につきましては、かつて平成17年度より三位一体改革等の関係もございまして、これまで19年度までは森林づくり交付金、強い林業・木材産業づくり交付金という2つの交付金として実施をしてきた訳でございますが、平成20年度から川上川下の連携の強化という観点から、この交付金を一体化をいたしまして、森林・林業・木材産業づくり交付金という一本化をした交付金として対応しているところでございます。これによりまして都道府県の裁量によりまして、各メニューの一層の重点配

分が各都道府県の段階で可能になるということ、さらには、その流用できるメニューが非常に多くなるということをごさいます、それぞれ毎の効率的な実施、例えば入札差金が出たような場合には、その余ったお金が他の事業に回せるといった形で、低コスト化、或いは効率的な配分が進んでいくということ。また、都道府県の申請事務が従来の2本であったものが1本になるという形での簡素化されるといったようなメリットがあるのではないかと考えているところをごさいます。

2番目の、平成21年度の事業の概要をごさいます、予算の段階で新規メニューの追加、また一部メニューの拡充をごさいます、全体で16事業メニューということで実施をいたしたいと考えております。参考1をごさいます、2枚程めくっていただければと思いますが、ハード事業が13項目、ソフト事業が3事業ということでごさいます。事業の実施の仕組みにつきましては、平成20年度、21年度変更を予定してごさいます。次のページの参考2を御覧になっていただければと存じますが、まず各事業区分で事業実施する、或いは森林組合等でこういう事業をしたいということで事業申請が上がってきた段階で、都道府県内レベルでその必要性、有効性、効率性を判断をして、事業計画を策定をして、国に申請を上げてくるという形をごさいます。

国レベルにおきましては、変更して上がってまいりました県の全ての事業について、採点ポイントを与えるということをごさいます。これは、後ほど御説明申し上げますが、そのポイントの高い順に計画を並べて、予算の範囲内で交付金を割当をしていくということをごさいます、このピンクで囲ってごさいますように、県毎に一括をして交付金額を提示をするということをごさいます、国の方で箇所付けをしないというふうにして、さらにこの段階で県から上がってきたものを見て、その妥当性等からフィードバックをしていく訳をごさいます、さらにそれを実際に県が執行していく段階で、弾力性を与えるといういろんな仕組みにしているところをごさいます。また、事業の実施完了が行われた段階で、県からは達成状況報告をごさいますし、また、事業費の評価を行って、今後どうしていくかということを検討していくということをごさいます。

大変恐縮でごさいますけれども、また資料お戻りいただきまして、1ページをごさいます、主な新規・拡充メニューといたしましては、1つ目として、条件不利森林公的整備緊急特別対策事業というものがごさいます、これは条件が不利で間伐等が行われていない森林を対象に、間伐、作業路網の整備を実施するというものでごさいます。また、林業構造確立施設の整備等ということでは、これまで対象となっていなかった、或いは一定の要件が掛かっておりました個別の林業事業体に対しまして、今、私ども林野庁では施業の集約化ということを進めている訳をごさいます、これがきちんと行えるといったような能力、体制を要するとして評価を受けたもの、これは21年度からこういった評価を行っていく予定でごさいます、これを受けた林業事業体につきましては、この施設整備、具体的には高性能林業機械等でごさいます、こういったようなものを整備していく、対象にしていくということをごさいます。また、地域材の水平連携加工システム整備ということで、地域の中小製材工場が中核工場として連携して行う品目転換、或いは品質の向上、物流の効率化等々といったような国産材への原料転換等を行う場合の必要な施設整備を支援するというものでごさいますし、間伐用チップの安定供給につきましては、木材チップ製造施設、集出荷施設の整備をしていく、最後に2ページをごさいます、木質バイオマス

利用促進整備ということで、こういった木質バイオマス利用拡大対策事業の内のペレット地域流通整備事業に取り組む民間事業体を支援対象に追加というような拡充を行っているところでございます。

それでは、ローマ数字の2番目の配分基準の考え方ということでございます。お手元の参考3を御覧になっていただければと存じます。この交付金につきましては、施設費、推進費毎に、それぞれ交付金を算定するというところでございますが、(1)施設費については、参考3にございます指標のガイドライン、これに基づきまして算定をするということでございます。この全体指標というものがございます。大変恐縮でございますが、1例を取らせていただきまして、真ん中辺にございます望ましい林業構造の確立というところで例を取って御説明申し上げますが、この計画者、都道府県ないし市町村毎にですね、この事業種目でありまして路網整備をしたり、或いは加工流通施設を整備したりということによって、どれだけ効率的かつ安定的な林業経営を担える者による素材生産量が増加していくのか、或いは経営体がどれだけ増えていくのか、集約化がどれだけ進んでいくのか、というようなことについて目標を示すわけでございます。この目標に基づいて、それぞれ各事業毎に絶対得点が違いますので、偏差値を出します。その偏差値によって算出して得点付けをするということでございます。

また、各事業主体毎に、則ちこういった施設導入等をする事業体毎に、一番右側に個別指標というものがございますが、その施設が、或いは事業施設の導入等によりまして、素材生産量がどれだけ上がっていくのか、生産性がどれだけ上がっていくのかというようなことについて、これもやはりポイント付けをしてその目標がどうかということについて、高いものからのポイント付けをしていくということで、これも偏差値化をしていくということでございます。この全体都道府県等の全体指標、それから事業実施主体の個別指標によりまして得点を合計いたしまして、その高い順番に先ほど申し上げましたように、予算の範囲内で算定の対象をしていくということで、この合計額を都道府県単位で配分をしていくということでございます。

2点目と致しまして、推進費いわゆるソフト経費でございますが、ソフト経費の事業につきましては、参考4を御覧いただければと思います。まず、全体の予算額の5割、半分を都道府県が要望額に応じまして、按分をしていくということでございます。そうしますと残り半分が残る訳でございますが、その半分につきまして、この要望残額に基づきまして、ここにございます取組の効率性、或いは透明性、地域特性の重視といったようなそれぞれのチェック項目に基づきまして、また得点を付けて、この得点に応じて半分を按分をしていくということでございます。この1、2に基づきました算定額を都道府県に配分をしていくという、こういった仕組みで行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、基の資料にお戻りいただきまして、指標変更が新しいメニューとか加わったことによりまして、例えば条件不利森林公的整備緊急特別対策事業につきましては、この事業を実施することによりまして、路網密度がどうなっていくのか、どれだけ高くなっていくのか、またこれ未整備森林面積がどれだけ減っていくのかといったようなことを明らかにして、ポイント付けをしていくといったようなことでございます。(2)、(3)の水平連携加工システム整備事業、また、一般的供給システムモデル整備につきましては、記載の

とおりの指標を追加して、このポイント付けを行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。雑駁な説明で恐縮でございますが、概要は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

(太田座長)

どうも有り難うございました。ただ今の御説明につきまして、御質問、或いは御意見がありましたらお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

システムそのものは変わりはないということですが、マニュアルのところは少しポイント等が変わっていると、結構上がっているということでございます。新しい委員の方々には、なかなかシステムそのものが複雑ですけれども、どうぞ御意見、御質問をよろしくお願い致します。

高橋委員どうぞ。

(高橋委員)

1点だけですが、施設費と推進費で配分の考えが異なるというのは、どのような理由なのか。特に推進費が、予算額の5割を希望額に基づいて按分し配分して、残り部分についてチェックリストから評価をしていると、施設費の方は全部評価をしていると中身について、そこをちょっと教えて欲しい。

(太田座長)

経営課長よろしくお願い致します。

(経営課長)

まず推進費、いわゆるソフトの方ですね。これは非常に項目が限られているというかですね、都道府県、当時の三位一体改革の関係ですね、なかなか都道府県等に対する推進費といったようなものが原則として認められないという中で、その特定の政策目標として重要なものにつきまして、こういった推進費も認められるというか、配分するという事になった訳でございます。

そういったようにハード施設につきましても、その関係でそれぞれの政策目的に沿って、何と言いますか、まず2つ今回、今回と言いますかこの交付金としての推進費はですね、ここにあります山地災害情報の周知ですとか、林業担い手育成確保といういわゆる非常に限られた目的のものでございますので、それに基づく配分をしていくということでございます。

一方で、施設費の方は、その主なハードは全て入っているということでございますので、それぞれ全体を見た上でどう評価していくのか、どうポイント付けをしていくのかということが大切だということでございますので、そのソフト、ハードの推進、配分の考え方を変えていくということでございます。

ですから、施設費につきましては、何と言いますかちよつとうまく言えないんですが、推進費につきましては、その目的後に沿っているかということを見たと、その全体のまず半分は基本的に要望があればやっていただきたいと、その残りにつきましてはそれ

ぞれ重点化、集中化がしていいのかとか、当地域特性が注視されているかというようなことを見てですね、より重点的に、或いは集中的にやっていくところにつきまして厚く配分をしていくという考え方でございます。

また、ハードにつきましては、まさにいろんなものが全て入っておりますので、それにつきまして、その目標を見ながらどうやって配分していくのかということ全体で考えるという観点から、先程御説明申し上げましたような形で配分をしているということでございます。ちょっとうまく説明できないかも知れませんが、そういうような考え方でやっております。

(太田座長)

有り難うございます。高橋委員どうでしょうか。

(高橋委員)

ソフトの方の効用というのは、いろんな幅広い効用が期待されますし、ちょっと考えたのが、思ったのが、山地防災のような国土保全のような公益性が高いもの、それから林業担い手としての育成ということで、プライベートに便益が私益に準ずるようなもの、私有財ですよ、そういうのがあるから分けたのかなと思ったのですが、そういうことではなかったのですね。判りました。

(太田座長)

有り難うございます。他にいかがでしょうか。亀山委員お願いします。

(亀山委員)

1ページにあります、一体化のメリットというのは非常に都道府県にとってインセンティブが大きくなって、良かったのではないかと考えてますけれども、都道府県の方の反応というのかこれはどうなんでしょうか、戸惑いがなければ非常にいいやり方になっているなというような気がしておりますけれども、ということが1つ。

それから、参考2で国レベルの評価の部分がある訳ですけれども、こういうものというのは透明性みたいなものといいますか、都道府県にとってどのように評価されているのかということが判りうるようなものになっているのかどうか。だんだん透明性を求められて仕事がやりにくくなるのは判るというような気がするんですけれども、その辺の関係がどうなっているのかということと。

もう1つは、これはつまらないことですが、1ページの一体化によるメリットの②のところ、交付金を流用するというんだけれども、本来的な目的に使うものならば流用というのかなと、これは日本語の問題なんですけれども。ちょっと気になったものですからお聞きしたということでございます。

(太田座長)

3点ありましたけれどもよろしいでしょうか。

(経営課長)

まず1点目の一体化による都道府県の反応ということでございますが、20年度から始めたということで、21年度今私どもですね、いろいろこの交付金に基づいて手続きを行っているところでございますが、いわゆる昔の森林づくり交付金とですね、私としては旧来の施設整備、これは一体として県も上げて、トータルとしてこういうことをやりたいというようなことを、一体のものとして申請ができるということにおきまして、評判はいいのかなというふうに考えているところでございます。

2点目の透明性ということでございますが、この交付金の事業評価、事前評価、事後評価といったようなものを行っておりますので、これをきちんと明らかにして、公表いたしまして、その透明性につきましては確保できているのではないかとというふうに思っております。

また、流用できるという言葉は適当でなかったかと思いますが、都道府県段階でのこれまでの補助金のような箇所付けをきっちりしてですね、これ以外認めないとかということにはならない、裁量が発揮できるというような意味で使わせていただいておりますが、ちょっと、言葉の使い方につきましては、また気を付けたいというふうに思っております。

(太田座長)

有り難うございます。流用という言葉がですね、やっぱりちょっとイメージが悪いと思いますか、そういうことだと思いますのでお願いしたいと思います。

また、県から見ての透明性と、この事業の考え方もスタートしたばかりですので、これからもう少しいろいろ議論していかなければいけないことも出てくるのかなと思います。他に何か御意見ございますでしょうか。

それでは、まあ徐々にこの辺りについても議論を深めていかなければいけないと思いますが、今回は交付金に掛かる審査に当たってのポイントの配分方法等の基本的な考え方ということとか、いろいろ御説明いただきましたけど、一応よろしゅうございましょうか。はい、それでは、そういうふうにさせていただきます。

(2) 平成20年度期中の評価及び完了後の評価について

(太田座長)

それでは、議事の2に入ります。

平成20年度の補助事業の期中の評価及び完了後の評価結果について、御意見をいただくことと致します。事務局より御説明をよろしく申し上げます。

(計画課長)

平成20年度期中の評価及び完了後の評価の結果について(案)でございます。まず、期中の評価でございますが、冒頭申し上げましたように、5年前に期中の評価を実施したところについて、今回、継続しているものであれば、それについて期中の評価を実施したということでございます。

評価の視点でございますけれども、費用対分析の算定基礎となりました要因の変化、森

林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、事業の進捗状況等の項目を点検いたしまして、必要性、効率性、有効性の観点から総合的かつ客観的に評価を行った訳でございます。

評価の結果でございますけれども、表にありますように治山事業の民有林補助の部分で5地区の評価を実施いたしまして、その方針と致しましては、5地区とも継続という判断をさせていただいております。具体的な個別の評価結果につきましては、資料3-2でございます。後ほど、担当の課長の方から御説明をさせていただきます。おめくりいただきまして、2ページでございます。

続きまして、完了後の評価でございますけれども、これは冒頭に御説明させていただいたとおり、事業完了後おおむね5年を経過いたしましたものにつきまして、完了後の評価を実施する。総事業費で10億円以上のものが対象ということになります。今回の評価の実施地区数につきましては、治山事業の民有林補助が12地区、森林整備事業の民有林補助のものが5地区、合計で17の地区が評価の対象になっております。

評価の視点でございますけれども、期中の評価と同様でございますが、いろいろ要因の変化、それから事業効果の発現状況、それから事業により整備された施設の管理状況等の項目、これを点検をいたしまして、必要性、効率性、有効性の観点から評価を行ってございます。評価の結果でございますけれども、資料3-3、資料3-4に取りまとめてございますので、これにつきましても担当の課長の方から御説明をさせていただきます。

(治山課長)

治山課長でございます。それでは、治山事業の期中の評価及び完了後評価の結果について、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料3-2が期中の評価でございます。資料3-3が完了後の評価結果ということで整理をさせていただいております。

御承知のとおり、治山事業につきましては、集中豪雨、或いは地震等によりまして発生した荒廃地、荒廃の恐れのある箇所等におきまして、治山施設の設置、或いは機能の低下した森林に対する森林の整備といったもの、そういった事業を実施するものでございます。復旧治山、地すべり防止事業等のいろんな事業区分もございまして、こうした事業毎に評価を行ったところでございます。

それでは、期中の評価、資料3-2でございますけれども、その表紙をめくっていただいて、1ページ目に今年度の期中の評価の対象地区一覧表をお示ししております。今年度の期中の評価の対象は5地区となっておりまして、これに書いてあるとおりでございますが、地すべり防止事業が4地区、復旧治山事業が1地区ということになっております。この5地区は、この後個表で整理させていただいておりますけれども、時間の関係もございまして、代表事例について御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

お手元の資料の資料3-2(代表事例)という赤いインデックスが付いていると思っておりますけれども、これを御覧いただきたいと思っております。赤いインデックスを1枚めくっていただきますと、代表事例といたしまして、整理番号2で滋賀県の南谷地区というところで実施いたしました復旧治山事業について、代表事例として御説明をさせていただきます。

本地区につきましては、琵琶湖の南西に位置いたします滋賀県大津市葛川坊村町地先の

南谷というところにおいて、平成4年8月の台風11号がもたらした記録的な集中豪雨によりまして、2.2haに及ぶ大規模な山腹崩壊が発生した訳でございます。その土砂量が15万立方メートルということで、非常に多い土砂が土石流となりまして、1級河川の安曇川に達したということでございます。溪流内に堆積した多量の不安定土砂につきまして、今後、降雨等によりまして下流域に災害を発生させる懸念があったというようなことで、治山ダムの設置、或いは崩壊した山腹斜面の安定対策として山腹工、これを復旧治山事業ということで実施することとしたものでございます。

1ページめくっていただきますと、本地区の事例を写真等付して解説を付けております。中央左にございます写真の中央部が申し上げました大規模な山腹崩壊が発生した箇所でございます。ここを発生源にしまして、写真の右側の縦にグレーのところ安曇川というところですが、発生源から少し右方向に向かって、河川の方に土石流が流れ込んでいったというようなことでございます。写真にありますとおり、非常に奥山でございまして、狭隘な谷の奥で発生した崩壊地ということで、この崩壊地までのアクセスする術がなかなかなかったということで、写真の上部に少し白い横に入ったライン、これが林道でございますけれども、林道の開設を延長いたしまして、平成10年から滋賀県によりまして復旧工事を実施しているところでございます。

右下の1にですね、平成20年度までの工事の施工状況ということで、全貌が出ております。中央左の写真のところに索道と書いておりますけれども、本地区は今申し上げましたように奥山で、アクセス方法がなかったということで、林道から索道による資材の搬入を行いながらの施工ということにならざるを得なかったところです。施工条件が非常に制約がありまして、当初計画よりも進捗が遅れたということでございます。

加えまして、平成19年になりまして、19年7月ですけれども、現在施工中の治山ダム、後ほど御説明申し上げますが、その山腹上部で新たな崩壊が発生いたしまして、その対策工の必要性が生じたことから、事業計画期間を5年間延長いたしまして、平成25年までの計画として実施しているところでございます。

裏のページを見ていただきますと、この工事の進捗状況をお示しているものでございますけれども、左上に平面図で示しております緑色の部分が実行済みの箇所、赤色の部分が現在実行中の箇所、黄色の部分が今後の実行予定箇所ということになっております。まず、緑色の実行済み箇所では、治山ダムを2基設置しております。写真の番号でいうと2のように施工済みとなっております。手前にあるのが1号治山ダムと呼んでおりますが、通常コンクリートダムでございますが、奥にある2号治山ダム、いわゆるセル式の治山ダムというようなことで施工をしております。

赤色の実行中の箇所でございますけれども、これは2号治山ダムと同様に、3号治山ダムとしてセル式の治山ダムを施工しているところでございます。平面図にあります赤色の部分で三角の上部の部分が、先程御説明申し上げましたように、19年度に新たな崩壊が発生いたしました。中央の左の写真が崩壊地の写真でございますけれども、ここで安定対策工を施工する必要が生じたというようなことで、下の写真3でございますけれども、崩壊斜面にモルタル吹き付けといった対策と合わせまして、格子状になっておりますけれども、特に不安定な斜面につきましては法枠工というような工法で安定対策を講じているところでございます。

写真の4番が3号ダムで現在施工中のものですけれども、工事の進行中に崩壊が起きたものですから、新たな崩壊地に対する対策を優先せざるを得なかったというようなことで、現在工事中でございまして、平成21年度の完成を見込んでいますところでございます。中央の右の図面は、3号ダムの図面でございますけれども、緑の部位分が現在施工している既設部分ということになっております。黄色の部分につきましては、上の平面図でいきますと治山ダム1基、長方形の部分ですね。それと山腹工、大きいところで2.0haを今後見込んでいますところでございます。ダムの箇所の工事の進捗状況を、御理解いただけたというふうに思っております。

1枚戻っていただきまして、こうした工事の進捗の経過ということから、費用便益について改めて評価をした訳でございますが、新たな対策工をやる必要があるというようなことで工期の延長を行ったことなどから、15年の評価時価と比べますと総費用が増加しています。また、総便益についても現時点の評価を行った結果、増加をしている訳ですが、結果として、20年度のB/Cのところは1.04になっているところでございます。

当地区について評価を行った結果でございますけれども、1枚戻っていただきまして、評価の個表のところ、結果及び実施方針というようなことで整理させていただいております。溪床に多量の不安定土砂がございまして、引き続き今後予定している治山ダム工、山腹工の施工による早期復旧が求められているということで、事業の必要性が認められていると判断しているところでございます。

対策の実施に当たりましては、現地が非常に奥地でございますけれども、現地に応じたもっとも効率的、効果的な対策、セル式ダムでございますけれども、そういった対策の組み合わせが検討されており、コスト縮減にも努めているということで効率性も認められているところでございます。

また、ダムのこれまでの施工によりまして、土砂の流出が抑えられておりまして、下方での下流域での保全が図られており、事業の有効性が認められるというようなことで、こうしたことから事業の実施方針ということでは継続ということが妥当かと考えているところでございます。

続きまして、完了後の評価に移らせていただきます。

資料の3-3でございます。1ページめくっていただきますと、今年度の完了後の評価の対象地区の一覧表をお示ししております。今年度の完了後の評価の対象は12地区となっております。事業区分でいきますと、地すべり防止事業が4地区、水源森林総合整備事業が4地区、地域防災対策総合治山事業が2地区、自然環境保全治山事業が1地区、海岸防災林造成事業が1地区となっております。完了後の評価につきましても、代表事例をもちまして、評価結果の説明に変えさせていただきたいと思っております。

資料の3-3、代表事例という赤いインデックスのところ、御説明させていただきます。1枚めくっていただきまして、完了後の評価個表というものがございまして、整理番号の1番、青森県浅瀬石川地区でございます。この地区は、青森県中央部に位置いたしております。洪水調節、灌漑用水及び都市用水の供給等利水面を目的といたしました多目的ダムである浅瀬石川ダムの上流の水源域に位置しているところでございます。黒石市、平川市を含む3市6町2村の貴重な水瓶となっているところでございます。こうした中でございまして、こうした中でございまして、林業を取り巻く厳しい情勢の下で、上流の森林の整備が立ち後れ

ていた結果、森林の機能の低下も見られ、山腹荒廃、溪岸浸食による林地荒廃も顕在化していたところでございます。このため、青森県により平成3年から平成14年までの12年間に亘って、土砂流出防備機能と水源かん養機能の高度発揮を図るために、水源森林総合整備事業として溪間工、或いは山腹工、森林整備等の事業を総合的に実施してきたものでございます。

この後、2ページめくっていただきますと、図面付きの本地区の解説をしているページがございます。完了後の評価代表事例と書いてあるところがございます。ここで整理をさせていただいておりますが、中央下の図面で、事業対象区域は赤線で囲った部分でございます。保全対象として浅瀬石川ダムが上の方にある訳でございますが、緑の部分が森林の整備、濃い青丸で点を打っておりますけれどもこれが溪間工でございます。また、水色の部分が山腹工でございます。こういったものが実施したものでございます。

裏を見ていただきますと、事業の効果について写真で示してございます。左の方ですけれども、荒廃溪流に溪間工を実施した現在の状況というようなことで溪流の不安定土砂の固定が図られ、周辺の植生が回復している状況が御理解いただけたと思います。また、右上でございますけれども、上層木がスギの林でございますけれども、下木植栽として、地拵えをしてヒバを植えております。この地域はヒバの適地で、比較的暗いところでも根付くということでございますが、こういったことで、森林からの土砂の流出を抑制しているようなことができております。また、写真にはございませんけれども、本数調整伐により林床植生も回復しているような状況が見られております。路網整備でございますけれども、しっかりと整備後も林道脇の草も刈って、全般に青森県によるそれぞれの施設の点検、管理といったようなものが適切になされている状況でございます。

2枚戻っていただきまして、評価個表でございますけれども、本地区は重要な水源流域でございます、今後の課題といたしまして、水源かん養機能及び国土保全効果を長期にわたって発揮させるために、今後とも適切な森林整備を推進、或いは施設の点検管理を継続していく必要があると考えております。その裏のページで評価結果でございますけれども、本地区については水資源の確保と国土の保全の観点から、荒廃地の復旧整備、森林の整備、こういったことを求められたところで、必要性があったところでの事業実施でございます。また、事業の実施に当たりましては、現地に応じた効果的な工種・工法で実施しているというふうに考えております。これまでの経過では、健全な森林が形成されることによって、土砂流出等の保安林機能の低下防止が図られ、災害の防止や水源かん養等が見込まれているということで、事業の有効性が認められているというふうに判断しております、事業の実施としては妥当であったというふうに考えるしだいでございます。

治山事業の期中・完了後の評価につきまして、以上御説明させていただきました。

(整備課長)

続きまして、整備課長でございます。森林整備事業の完了後の評価について御説明申し上げます。

資料3-4を御覧いただきたいと思っております。1ページをおめくりいただきたいと思っております。今回の評価の対象となりますのは、事業費が10億円以上で、平成14年度に事業が終了して5年間経過したものでございます。事業といたしましては、森林居住環境整備事業5

件でございます。この森林居住環境整備事業と申しますのは、森林山村地域におきまして、居住地周辺の森林整備、或いは生活環境の改善にも資する骨格的な林道の整備、或いは都市と山村との交流に資する森林利用施設の整備、そういったようなものを行う事業でございます。本日は、時間の関係もでございますので、代表的な事例を御説明させていただきます。

資料3-4（代表事例）というインデックスを御覧下さい。この事業は、宮崎県の高千穂地区におきまして、宮崎県、そして高千穂町が事業実施主体となって、平成10年度から平成14年度の5ヶ年間で実施された事業でございます。最初に地図を見ていただきたいと思っておりますので、2枚おめくりいただきますでしょうか。これが高千穂町の地図でございます。

この高千穂地区というのは、宮崎県の北西部に位置しておりまして、北の方は大分県、西は熊本県に接しているところでございます。町の中心部には、日向灘に注ぎます一級河川の五ヶ瀬川が流れております。北の方には、大分県との県境ですから祖母山という1,700mの標高の山ということで、この高千穂地区については1,000mを超える山々に囲まれた山村地域でございます。地形は全体的に急峻、森林の面積というのが全体の約83%、19,784ha程を占めているという地域でございます。

この地図の中に、赤い線で書いてございますのが、今回の林道の開設・改良地域、それ以外に、排水施設、そして防災安全施設、そういったものがこの地域内で総合的に実施されているところでございます。元のページにお戻りいただきたいと思っております。

事業の概要でございますけれども、林道の開設・改良が5路線、集落林道整備事業としての舗装事業が2路線、排水施設整備事業が2地区、防災安全施設整備事業としてこれは防火水槽ですけれどもそういったものが7地区で実施されております。特に、林道の開設・改良に当たりましては、今、高性能林業機械等の導入によりまして、生産コストの低減、労働の軽減、或いは生活環境の改善を図るといったようなことを目標といたしまして、除間伐と保育を実施する必要のある地区を重点的に整備をするということで、この5路線の林道の開設・改良、そして2路線の舗装、これを実施しているところでございます。

また、集落の排水施設整備事業につきましては、集落住民の生活環境の基盤を整備するというところで、林業従事者の定住促進を図ることを目的といたしまして2地区で、また、防災安全施設、先ほど申しました防火水槽でございますが、こういったものも7地区で実施している。総事業費としては、24億3650万円でございます。

費用対効果でございますけれども、費用・効果これを平成20年度時点に換算した結果、総便益は48億6000万円、総事業費が33億200万円ということで、B/C1.47と1を上回る結果となっております。

事業の効果の発現状況でございますけれども、この林道の開設によりまして、その林道の利用区域内におきまして、間伐等の森林整備が開設する前には年30ha程度であったものが、開設後の5年間で187haということになっておりますので、森林整備等も進んでいる状況になっております。

宮崎県の北部、6町村の中央部の尾根筋を通過して、森林の管理ですとか、林産物の搬出ですとか、或いは観光や地域の振興に寄与する六峰街道という道がございます。そういった道への、中心部からのアクセス、こういったものも改善されまして、町からの時間距

離が15分程度短縮されたというようなことにもなっております。

また、林道の改良舗装、こういったことを実施したことによりまして、今まで毎年法面の崩壊ですとか、落石による通行止めといったようなことが発生していたところが、発生しなくなった。或いは、平成17年度には、この地域において大きな災害がありましたが、その際に迂回路として活用されるなど、地域住民の生活安定に大きな効果を発揮しております。

さらに、排水施設の整備によりまして、林業集落の生活環境の改善、そういったものが図られている。そして、防災安全施設ということで、林野火災の活動拠点ということでの効果もある訳ですが、林業集落内の消火活動、そういったものにも寄与しているというようなことになっております。

ページを3枚めくっていただきますと、林道を開設した場所についての路線図・周辺図が図面で示してございますけれども、ちょっと写真が非常に小さくて申し訳ないんですけれども、例えば、親父山・五ヶ所線の位置図を見ていただきますと、この林道の開設周辺におきまして、左下のように入伐の実施ですとか、間伐の実施ですとか、そういったものが行われておりますし、そこにあります四季見原キャンプ場へのアクセス道としても活用されていまして、さらに、こういったところに出てきた木材も利用してですね、林道が木材利用等に推進しているというようなところが見られるところでございます。

2枚戻っていただきまして、個表の裏のページになります。整理番号3-2の裏になります。ここをちょっと見ていただきますでしょうか。この地域におきましても、課題といたしまして、他の地域と同様に木材価格の低迷等によりまして、森林所有者の間伐等森林整備に対する意欲が低迷しているとか、将来へわたる施設の維持管理等こういったものが、今後の課題になってくるというふうなことがございます。そういうふうなことがございますが、現時点では、高性能林業機械とこういったものの導入が図られまして、林業生産性の向上が図られつつあると、或いは整備された林道ですとか、排水施設、防災安全施設につきまして、現時点では地域住民等による清掃維持といったものも実施されておまして、維持管理状況は良好だというような状況も見られているところでございます。

最後に、評価の結果でございますけれども、この地域におきまして森林整備が効率的に行われ、また、生活環境の改善にも資する路網整備、或いは林業集落の生活の安定化を図るための防災安全施設ですとか、排水施設、こういったものはこの地域に求められていたものでございまして、事業の必要性というのは認められるというふうに考えております。

また、事業の実施に当たりましては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法で実施し、コストの縮減に努めていること、また、費用対効果分析の結果も費用以上の効果が得られていることから、事業の効率性が認められると考えております。

有効性についてですが、森林整備の推進状況ですとか施設が地域住民により利用されていること等から、有効であると考えております。以上でございます。

(太田座長)

御説明どうも有り難うございました。只今の説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願い致します。代表事例での説明ということでございますが、何でも結構でございますので、よろしくお願い致します。

雨宮委員どうぞ。

(雨宮委員)

質問というか判らないことがあるので教えていただきたいのですが、治山事業の写真の方の森林整備というところで、実施前の状況と現在の状況が載っているのですが、具体的にどういふことをされてこうなったのかということ。また、もし木を植えたということがあるのであれば、例えば、花粉症対策とかを考えて植えたのかということ。

それと、森林整備の便益集計表の方で、ボランティア誘発便益とあるのですが、こちらは具体的にどのようなボランティアをして、内容というのか便益を得たのかというのを教えて下さい。

(太田座長)

どうも有り難うございました。治山事業の具体的な森林整備とそれからボランティア誘発便益について、よろしくお願いします。

(治山課長)

治山事業の方の森林整備で青森の話だと思います。上層木の手入れが遅れて林床といいますか林の地面のところ暗い状態になってなかなか下草が生えてこない、いわゆる土が流れるような状況、そういったあまり健全ではない状況になっていた訳でございます。ここでは間伐・抜き伐りをして、その後少し整理をして、ヒバを植え込んで実施したものでございます。青森といえばヒバが有名でございますけれども、ヒバというのは、非常に暗いところでも活着がいいといいますか育つ樹種でございますので、そういったところで生長に期待して、表土の流出を防ごうというようなことでヒバを選択したということです。花粉症対策というような意味合いではございません。

(太田座長)

2点目はどうですか。

(整備課長)

森林整備の方でボランティアの誘発便益ということなんですが、これは、ちょっとボランティアということで、誤解を招くところなのかも知れないんですが、先ほど御説明申し上げましたように、林道の維持修繕ですとか、清掃ですとかそういったものを、地域住民が今回やっていただいております。そういった意味で、地域住民の方々によって草刈、側溝清掃、そういったものをしていただいた分について、その維持管理経費が縮減されるという便益をここで評価している訳でございます。

(太田座長)

有り難うございます。

他にありますでしょうか。田中委員どうぞ。

(田中(一)委員)

毎年説明を受けているんですが、年々、非常に判りやすい資料になってきていて有り難いと思っております。御努力にまず感謝申し上げます。

ところでですね、まず資料3-2の治山事業についてなんですが、ここに青森県から愛媛県があるのですが、2つ質問があります。これを見ますと、一番判りやすいのでいいますと、先ほど説明のあった中で、災害が起きたときから数年経って事業が始められていますよね。例えば、整理番号2の滋賀県の例によると、平成4年8月の台風11号による災害、それで事業計画期間が平成10年からとなっている。1度災害が起きたところが何年か経てばまた災害が計画的に起きるといふ訳ではありませんから、どうなんですかね。それにしても、非常に事業開始まで時間が掛かっているということはどういうことか。他についてもいちいち災害のあったところを見てもいいといけません、ある意味、そこら辺を御説明いただければ有り難いということが1点目。

もう1つはですね、書いていないことですが、災害が起きてからいろいろ治山事業を実施するよりも、危険性が予見されればあらかじめ事業をやることによって、経費からいっても効率的であると思うんです。既に今の事業に上がっていない事業で、昔やった事業なんかですね、被災地の周辺で以前事業をやっていた御陰で、例えば先ほどの平成4年の災害があったときには助かったと言えるような、そういう見方も必要ではないかなと思います。既にかつてやった事業のために、隣ではやらなかったために事故が起きたけれども、やっていたところではそれがなかったんだと、或いは軽かったんだというような事例が参考にでもあるとですね、とても判りやすいなと、これは感想です。具体的にあると思うんですけれども、そういう調査をしていらっしゃるのかどうか。

(太田座長)

最初は、災害復旧の時に災害の起こったときと事業の開始の年度の関係ですね。最後は、PRも含めたような話ということですが、どうぞよろしく申し上げます。

(治山課長)

今、御指摘のありました滋賀県の場合には、災害から着手までの期間というようなことで、平成4年から平成10年に入った訳でございますけれども、先ほどの説明でも安曇川まで土石流が達したということで、非常に大きな災害であったことは確かでございます。通常、私ども、再度災害が起きるといふ危険性もございますので、そういったところも判断いたしまして、特に人命に影響があるような場合には、緊急事業として当年度に着手する災害復旧事業とか、そういったものも準備はしておりますが、ここの場合は緊急事業というようなことはなかった訳ですけれども、特にここは、林道が伸びてなくて、なかなかアクセスが悪く、林道を延長した上で着手したということで、若干期間が空いてしまったというのが本地区の事情である訳でございます。ただ、今の御指摘のとおり、やっぱり、再度災害が起きてはいけませんので、そういった災害復旧には早期着手ということで実施をしているということでございます。

(田中(一)委員)

御説明の途中ですが、私が島根県出身だからという訳ではありませんが、整理番号3の出雲市なんですけれども、昭和36、39、40年の集中豪雨で地すべりしている訳ですね。それで、事業が43年からで、同じような事例なんですけどね、恐らく、36、39、40年それぞれ災害が起こった上にまた起こっているようなことがあるのですね。現実には、そういう辺り、林野庁としてどういう判断をしておられるのかなという疑問が後ろにあったということを重ねて申し上げたい。

(太田座長)

有り難うございます。次の予防治山の問題もありますのでよろしくお願いします。

(治山課長)

今、災害発生時に特に手立てを講じてなかったのではないかという話なんです、災害発生当年度にですね、災害関連緊急事業ということで、緊急に対応が必要なものということで、私どもメニューを持っております。この事業については、ちょっと確認はしておりませんが、たぶん実施をしているのではないのかなというふうに思っています。この部分については、今回の評価の対象としておりませんが、その発生源のところで事業というようなことでやっておりますので、緊急に災害の危険を軽減するという事業は実施しているんじゃないかというふうに思っております。

(田中(一)委員)

ちょっと調べて見て下さい。

(治山課長)

はい、それと災害の未然防止ということだと思いますけれども、今回は復旧治山事業ということで、災害後の復旧というようなことで御説明させていただきました。私ども、治山事業のメニューで予防治山といったことで、災害の危険性のあるところには、前もって対策を講じて災害の未然防止を図るというような事業もございまして、実施をしているところでございます。そういったところの効果もですね、十分評価をして、しっかりとPRも含めてしていかなければいけないと思っております。御指摘も踏まえまして、そういった予防的な事業にもしっかりと取り組んでいきたいと、こういうふうに思っております。

(太田座長)

有り難うございます。長谷川委員どうぞ。

(長谷川委員)

2つ質問がございまして。まずですね、中間の評価なんですけれども、期中の評価で今回は5件の内5件とも継続という御判断をいただいたということで、それは結構なんですけれども、これまでに御記憶の範囲で結構なんですけれども、期中で中止又は計画の見直しという判断があったのかどうかということを確認したい。

それからもう1つは、資料の3-4(代表事例)で排水事業を行われているのですが、

対象が5戸、合計で10戸ですよ、恐らく過疎地ということですので、人数的にいうと20人いかないであろうと、対象の範囲が20人ぐらいなのかと思うのですが、それから例えばキャンプ場というのがありますので、集落というのが判らないのですが、キャンプ場というのがあるので、それも含めた施工をなされたのかなという気はするのですが、こういった施工方法をとられたのかというのが2点目。

それから最後に、先ほど雨宮さんの方から御指摘がありました、ボランティア誘発便益、これはちょっと表現として3億円というふうに思いますので、備考のところ こういったことをやられたと、こういったことを試算したということを書かれるのがいいのではないかと、もう1点ふれあい機会創出便益というものも、こういった視点で評価したということをお書きいただいた方がより良いのではないかとこのように感じました。以上です。

(太田座長)

有り難うございます。4点ございましたけれども、簡潔によろしくお願いします。

(計画課長)

期中の評価、これまで平成10年から実施してきてございまして、その結果ですねトータルだけ申し上げますと、計画の変更を求めたものが161件ございます。それから休止というのが21件、それから中止というのが43件、継続が2,516件ということでございます。

(整備課長)

今、話のありました排水施設なんですけれども、森林居住環境整備事業におきまして、採択用件といたしまして5戸ということでやっております。その採択用件を満たしたぎりぎりの5戸の戸数で事業を採択しているということでございます。

(長谷川委員)

どういう事業をやられたのか。集落排水なのか。

(整備課長)

集落排水ではございません。例えば、裏山の沢水が、大雨なんか降ると集落の中を流れてきます。そういったものの水の安定化を図るための排水の施設で、川等にそういうものを流していくと、そのような施設でございます。

(長谷川委員)

側溝を作るとか、そういうことですか。

(整備課長)

はいそうです。汚水処理ではございません。

それから、先ほどの御指摘のような表現については、今後とも十分気を付けていきたいと考えております。

(太田座長)

有り難うございます。個別ですのでたくさんあるかと思えますけれども、ちょっと時間がおしておりますので。高橋委員よろしくをお願いします。

(高橋委員)

全体的には、アウトカム指標を用いていい方向に来ているのではないかなと思いますが、少しこれから2点考えていただければと思います。

1点は、治山事業のように国交省に類似する事業につきましてはですね、評価指標のシンプル化を図ってほしいというのが1点。何気にといいますと、前回は申し上げましたが、10分の1とか50分の1とかを決める総便益に対してですね、効果がないものはあえて載せなくてもいいんじゃないかと思えます。今、これを背景に致しますとですね、治山事業関係に17地区ありますね、森林整備を除きますと。その内の期中の治山事業5地区の内4地区は、山地災害防止便益ですか1つの指標だけでクリアしています。それは主たる目的でクリアできるというような結果になっている。

それから南谷地区は、洪水防止効果をちょっと入れないとクリアしなかったと、洪水防止も、これは治山の主たる目標の1つだと思います。その他の地域は、12地区の内10地区は全て主たる目的でクリアしておりますし、それから災害防止、若しくは山地保全を多少加えることによって追加とかですね、加えることによってクリアしております。従って何が言いたいかというと、公共工事をして環境保全でもないだろうという疑問も出てくる可能性もありますので、100分の1のような寄与率の低い環境保全の効果は除いてもいいんじゃないかとも考えました。ちょっとその辺を検討していただきたいというのが1つ。

それから、森林整備については、公共工事と違いまして、やることが非常に多様です。多様なが故に、得られる便益も多様になります。従って、さっきもいろいろ質問が出ました。その多様な便益が明快に説明できるようなチェックをしていただきたいと思えます。特に直接効果と間接波及効果については、理論武装としてはしっかり、或いは事例を整えながら説明するような訓練を下のの方々にもしていただければと思います。その2点です。

(太田座長)

どうも有り難うございました。第1点につきましては、まあ異論もあるかも知れません。また、2点目につきましてもそのとおりだと思います。何かありますでしょうか。お聞きしておくということでよろしゅうございましょうか。はい、そういうふうにさせていただきます。この評価の問題は、毎年いろいろ研究等も重ねているようでございますけれども、より判りやすいものにしていくということだろうと思います。また、田中委員から御指摘がありましたように、徐々に評価結果等は見やすくしていただいておりますので、大変それは委員にとっては有り難いというふうに思っております。ぜひ、簡潔にうまく見えるというそちらの方も御努力いただければ有り難いと思います。

それでは、ただ今、期中の評価実施区域については、いずれも継続との実施方針であるということです。また、完了後の評価実施区域については、いずれも必要性、効率性、有効性の観点から妥当という結論でございますけれども、一応これは御承認いただけますで

しょうか。はい、どうも有り難うございました。

(3) 平成20年度政策の実績評価について

(太田座長)

それでは、ちょっと時間がおしておりますけれども、議事の3平成20年度政策の実績評価について、事務局より御説明をお願い致します。

(企画課長)

それでは、資料4-1をお開きいただきたいと思います。実績評価の関係、実は一昨日に農林水産省の全体の政策評価会が行われまして、全般的な御議論をいただいたところでございますが、御覧のようにですね、省全体では17分野行われておりまして、その中で森林・林業関係はですね、⑪「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」ということと、それから⑫ということで、こちらはどちらかというとな産業のような観点での目標というような分野で設定されている訳でございます。

それではおめくりをいただきまして、資料4-2でございます。目標の関係を御説明をさせていただきたいと思います。まず、「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」の関係の目標でございますけれども、これにつきましては、全部で6つの目標を立てている訳でございます。

まず、目標①でございますけれども、「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」というこれにつきましては、ア「水土保全機能」、イ「森林の多様性」、ウ「資源の循環利用」それぞれの指標の達成率の平均を毎年度100%とすることが目標でございます。

目標②でございますけれども、これについては、相手国に対するアンケート調査を行いまして、達成率を数値化いたしまして「海外における持続可能な森林経営への寄与度を100%とする」と、これが目標でございます。

目標③「山地災害等の防止」でございますけれども、これにつきましては周辺の山地災害防止機能等が確保された集落の数、これを平成15年度の48,000集落から平成20年度には52,000集落にすると、これが目標でございます。

目標④「森林病虫害等の被害の防止」でございますけれども、これにつきましては松くい虫の被害の防止ということで、保全すべき松林が適正に保全されているかどうかの基準といたして、被害率1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合を毎年度100%とするという目標でございます。

目標⑤でございますけれども、これにつきましては「森林づくり活動への年間延べ参加者数」を平成18年度の約70万人から21年度には100万人に増加をさせるということを目指しているところでございます。

目標⑥「山村地域の活性化」でございますけれども、これにつきましては「新規定住者数」、「交流人口」等を維持・向上していくというようなことを指標といたしまして、全国的な視点から総合的に有効性の判断を行うというような方式で評価を行っているところでございます。

続きまして、各目標ごとの達成状況につきまして、担当課長から御説明をさせていただきます。

きます。

(計画課長)

それでは、計画課長でございます。資料4-3でございます。各政策評価結果ということでございます。

1ページをおめくりいただきまして、施策に関する目標の1でございます。「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」ということでございます。これについては、先ほど企画課長から御説明させていただいた項目ということでありまして、そこに(ア)、(イ)、(ウ)とそれぞれ水土保持機能、森林の多様性、森林資源の循環利用、それぞれの目標値に対して実績がどうなっているか、その達成状況を100分率で表しまして、その3つの100分率の平均をトータルの達成状況ということにしております。まだ、いずれの20年度の実績値も今の段階では集計できてございませんので、5月に把握できるということでございますので、その段階でまたお示しをさせていただきたいと思っております。

ちなみにですね、具体的な中身を御説明を致しますと、めくっていただきまして8ページでございます。ここに考え方が載せてございますが、9ページの上にちょっと切れていて申し訳ないんですが、グラフが3つ並んでおります。上の左側が水土保持機能の目標値と実績値の推移でございます。このようにですね、機能が保たれた森林の比率、これが森林整備をすることによって、毎年着実に上がっていきだろうと、そういう目標に対しまして何もしないとですね、この三角のすう勢値のようにその比率がどんどん下がっていき、こういう中で実績がどうなっていくかと、こういう数字でございます。それから、右の方が森林資源の循環利用のグラフでございますけれども、着実に利用可能な森林資源が増えていくかと、この目標と実績値です。そして、下の方が森林の多様性ということで、要するに複層林等の造成をする比率をどんどん高めていきたいと思います。こういうことの3つの比率をそれぞれ出しまして平均していくと、こういうことでございます。

それから、また最初の方に戻っていただきますが、2ページをお願い致します。ここに目標②「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」ということでございます。まずこれは、海外における持続可能な森林経営への寄与度を100%とするということございまして、これも中身を御覧いただきますけれども、11ページのところを御覧いただきますと、このやり方が書いてあります。要するに、国際協力の事業を実施した相手国に対しまして、アンケート調査を実施するというをやります。アンケート調査の調査項目は11ページの方にございますが、8問ございまして、その内、この政策評価での目標に使用するのは、問8の持続可能な森林経営に寄与したかどうかと、こういう設問に対して5段階で評価をしていただき、その集計をいたしまして何%が寄与しているかという数字を作りまして、先ほどの実績値を出すという形になります。ちなみに、この実績値もまさにこの作業をやっている最中ございまして、まもなく数字が出てこようと思っておりますので、その段階でまた数字をお示ししたいと思っております。ということで、目標①と②について、まず御説明をさせていただきました。

(治山課長)

目標③でございますけれども、「山地災害等の防止」でございます。山地災害の防止の

目標につきましては、国内で山地災害の恐れのある集落ということで、私ども13万6千集落というようなことを把握している訳でございますけれども、この中で荒廃地があって人家数が多い集落など防災上特に緊急性、必要性の高い4千集落につきましては、重点的に保全対策、具体的には治山事業の実施といったものを通じまして、災害の未然防止を図ろうとするものでございます。基準年の平成15年度で4万8千集落、この緊急性の必要性の高いところがありまして、4万8千集落から4千集落増加させてですね、20年度の目標値として5万2千集落といったものを目標値として事業を進めているところでございます。

実績値につきましては、現在集計中ということで5月頃の把握予定となっておりますが、若干目標に関する分析結果ということでお話申し上げますと、中段にございますけれども、19年の台風等による局地的な豪雨、地震等により激甚な山地災害が発生した箇所、こういったところを再度災害防止を図るために復旧対策を着実に行うと、また、いわゆる災害の危険性の高いところ、山地災害危険地区といったおさえ方をしておりますが、効果的な対策の展開を図るために、計画的な事業の実施、或いは地域における避難体制と連携した効果的な事業と、こういったようなものを実施した結果、まだ集計中ということでございますけれども、概ね目標は達成することができるのではないかと期待しているところでございます。

そういう中で、実施に当たりましては、効率性の向上を図ることが必要ということで、事業の重点化・集中化といったものを進めていくとともに、間伐木や現地にあります転石などの現地発生材の活用などにより、総合的なコスト縮減に努めているところでございます。

また、併せまして、水源のかん養、災害の防備等の公益的機能の発揮が特に要求される森林につきましては、保安林への指定を計画的に進めていくというようなことでございます。

今後の改善・見直しの方向性でございますけれども、平成20年におきましても岩手・宮城内陸地震、或いは局地的な集中豪雨等によりまして大規模な山腹崩壊、激甚な山地災害が発生している状況にございまして、引き続き、山地災害危険地区の危険度合いも勘案しながらですね、効果的かつ計画的な事業を推進していく必要があるというふうに考えてございます。

併せまして、荒廃地或いは荒廃森林の効果的な森林整備を推進いたしまして、森林の水土保全機能を発揮させていくということが必要であると考えてございます。特に保安林については、計画的な指定を行うとともに、適切な管理を一層推進して、機能の持続的な発揮を確保していきたいというふうに考えておるところでございますので、こういう方向で対応していきたいと考えているところでございます。

(森林保護対策室長)

研究・保全課森林保護対策室長の猪島でございます。私の方から目標④と⑤について御説明いたします。

まず④の「森林病虫害等の被害の防止」についてでございますが、森林病虫害とか野生鳥獣による森林被害、これは非常に原因となるものが多様となっておりますので、目標④につきましては、特に我が国の森林被害の太宗を占めます松くい虫被害の防止に向けた取

組を指標としております。

具体的には、松くい虫の被害については、保全すべき松林を有する都府県、45都府県になりますけれど、これは保全すべき松林が適正の保全されていると認められる、具体的には被害率が1%未満の微街に抑えられている、この都府県の割合を100%にするということ達成目標にいたしております。

目標に関する分析結果でございますが、20年度の目標の達成状況は、これは見込でございますが、都府県の割合が62%ということで、前年度の60%からやや改善されておりますが、前年と同様Bランクとなっております。

また、全国の保全すべき松林全体の平均の被害率、これは、本年も微害に抑制はされておりますが、前年度より若干増加をしております。これは、一部の地域におきまして、夏場の高温少雨等の気象条件等により、被害の増加がみられたということが要因と考えられております。

次に、改善・見直しの方向性でございますが、松くい虫被害は非常に蔓延力が強い伝染病でございますので、引き続き、根気強く都府県または市町村等とが連携しながら被害対策を実施してまいりたいというふうに考えております。また、特に被害の再激化が懸念されるような地域につきましては、被害を早期かつ確実に発見する技術の導入など、必要な技術的助言を行っていききたいというふうに考えておりますし、若干、三位一体でも国庫補助がございますので、こうした補助を使った支援も行っていきたいというふうに考えております。

さらに、今、被害の先端地域が東北地方にありますので、こういった地域では大臣命令の実施、また、県、市町村等が一体となった防除対策を重点的に実施してまいりたいと考えております。

続きまして、目標⑤「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」についてでございます。この達成目標は、森林づくり活動への年間延べ参加者数を、平成18年度が70万人という結果がございますが、これを平成21年度に100万人まで増加させるということ掲げております。

この森林づくり活動への年間延べ参加者数につきましては、森林づくり活動についてのアンケート調査という調査を実施して把握をしておりますが、これは調査自体が3年に1度というスパンで行っておりますので、今回は平成21年度に行われます。従いまして、本年度はこの調査は実施されませんので、2つの指標、1つは企業による森林づくり活動実施箇所数、もう1つは森林ボランティア活動件数を使いまして、目標の達成状況の推定をしております。

21年度につきましては、企業による森林づくり活動実施箇所数が現時点の見込でございますが約4百箇所と対前年度の20%増、また森林ボランティア活動件数につきましても、まだ見込ではありますが約4千件となっておりまして対前年度108%となっているところでございます。

このように、企業による森林づくり活動実施箇所数につきましては、特に近年、企業のCSR活動として注目されておまして、昨今の経済情勢でやや不安はありますが、順調に伸びているというところでございます。また、森林ボランティア活動件数につきましても、件数は増加はしておりますが、若干伸びが緩やかになっております。このことから、

森林づくり活動への参加者数をさらに増加させるために、幅広い国民への森林ボランティア活動の情報提供や、参加に当たっての安全を確保するなど、森林づくり活動への参加を促すような環境整備がさらに必要というふうに考えているところでございます。

今後の方向性につきましては、平成19年より「美しい森林づくり推進国民運動」を展開しているところでございまして、今後も、このような活動が継続的に行われることが重要というふうに考えております。

このため、「美しい森林づくり推進国民運動」の普及啓発を始め、企業やNPO等が森林づくり活動を行うためのサポート体制の整備や活動を楽しく安全に行うための技術向上、安全対策に関する研修の実施等に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。私から以上でございます。

(計画課長)

引き続きまして、5ページでございますけれども、目標⑥「山村地域の活性化」について御説明をさせていただきます。

この山村地域の活性化の達成目標につきましては、山村地域の定住、それから都市と山村の共生・対流につきまして、新規定住者数、交流人口等の維持・向上を基本にしつつ、以下の指標を用いて実施するというところでございます。まず、(ア)としまして、全国の振興山村地域の中から抽出いたしました市町村に対しましてアンケート調査を行います。そのアンケート調査によりまして、その下にある1)から3)までの指標をいずれかを満たす市町村数、これの比率を用いて、実績値を出すという形を取ってございます。これも、いずれも把握が4月になる予定でございますので、実績値については入れてございません。達成状況についても、まだ空白となっております。

1)の新規定住者数というのは、前年度の新規定住者数を今年度維持しているか、さらに向上しているかと、こういったものの回答をいただきます。それから2)交流人口につきましては、交流人口が住民数以上でかつ前年度の交流人口の増加率を維持しているか或いはそれを上回っているか。それから3)は、地域産物等の販売額でございまして、前年度の地域産物等の販売額増加率を今年の増加率が維持しているかさらに上回っているか、こういった指標で判断しております。

6ページでございます。それともう1つは、(イ)森林資源を積極的に利用している流域の数をあげる訳でございますが、これは、全国に158設定しております流域の内、その流域内の育成林の生長量、毎年、木が育っていく部分がございまして、その半分をきちんと活用していると、そういう流域についての目標になります。これを20年度までに20流域にしていくということでございますが、これについては実績が5月に把握予定でございます。

それから(ウ)は山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数、これが20年度に80万人ということですが、これについても現在集計中ということで、集計ができますれば、達成状況をきちんと書き込んで、分析結果、改善・見直しの方向性についても、きちんと書き込んでいきたいと思っております。まだ、どこも評価ができなくて大変恐縮でございますけれども、以上でございます。

(企画課長)

以上を踏まえましてですね、この⑪－6ページの下のところでございますけれども、施策に関する評価結果ということでございます。

この政策分野の評価結果につきましては、特にというところでございますけれども、森林による二酸化炭素吸収などの森林の整備・保全の必要性が高まっております、国民の理解と協力を得て施策を進めることが重要ということでございます。しかしながら、6つ目標のうち、現時点で実績値による分析を行っておりますのは④と⑤ということでございます。

④の松くい虫被害については、「微害」の都府県の割合がここ数年横ばいの傾向であるということでございまして、従いまして被害の終息に向けまして、被害の再激化が懸念される都府県に対しまして技術的助言等を行い改善を図りますとともに、被害の先端地域へのまん延を防止するための防除対策を実施していく必要があるということでございます。

それから、⑤の「国民参加の森林づくり」につきましてでございますが、企業による森林づくり活動や森林ボランティア活動件数が伸びてきておりますことから、この森林づくり活動が活発に行われるための環境整備を行いまして、国民の幅広い参加を促進する必要があるということでございます。

なお、これ以外の①、②、③、⑥の4つの目標につきましては、暫定的に21年度に予定されております施策等を記述をしておるところでございますけれども、次回6月の専門部会までに実績値を把握をいたしまして、評価をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、もう1つの政策分野でございます、「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」についてでございます。まず、目標の全体像を御説明致します。資料を戻りまして恐縮でございますが、資料4－2に戻っていただきまして、4－2の裏側のところでございます。この政策分野の目標設定についてでございますが、2つ目標がございます。

目標①「望ましい林業構造の確立」についてでございますが、これは、(ア)と(イ)の2つの目標がある訳でございますけれども、これにつきましては平成19年度は農林業センサスの実施されない年であるということでございまして、指標の(1)から(4)まで、この4つ指標を基に総合的な判定を行うということになっております。

それから目標②につきましては、「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」ということでございますけれども、これにつきましては国産材の供給・利用量ですね、平成27年に2,300万m³に増加させるということが目標になっている訳でございます。

各目標の達成状況につきましては、担当課長から御説明をさせていただきます。

(経営課長)

それでは、資料4－3の⑫－1でございます。「望ましい林業構造の確立」の達成状況について御説明申し上げます。目標及び評価の方法につきましては、ただ今、企画課長から説明があったとおりでございますので、省略をさせていただきます。

真ん中辺にですね、指標(1)から次のページに指標(4)まででございます。実績値でございますが、素材生産の労働生産性と国産材の供給量、用材向けでございますが、この生産性が向上することということでございます。労働生産性につきましては、4.70m³/人日ということで、平成18年度実績と比べて15%程減少してございます。これにつきましては、18年

度は材価が上昇局面にあった訳でございますが、19年度下落に転じたということが、現場に影響を及ぼしたのではないかというふうに推察をしているところでございます。また、国産材の供給量につきましても、前年に比べて見込値で1%減少しているところでございます。

指標(2)高性能林業機械の普及台数でございますが、前年比8%増加の19年度で3,474台ということで、着実に増加をしているところでございます。

指標(3)森林組合に占める中核組合、これは健全な財務基盤を有し、的確な経営判断ができる者がいて、都道府県知事の認定を受けた組合というふうに定義してございますが、この中核組合の割合が、20年度には43%に増加する見込であるということで、これにつきましても着実に増加をしているところでございます。

4つ目の指標でございますが、森林組合による長期経営・施業受託面積、これは5年以上一括して経営、或いは施業の受託を受けている面積ということでございますが、今年度から統計を変えまして前年度実績と比較ができるようになっておりまして、その結果、18年度と比べて、面積として15%程増加をしているという実績でございます。

こうしたことから、関連する政策手段の実施によりまして、高性能林業機械の導入、森林組合の合併、或いは施業の集約化の向上等によりまして、林業事業体等の低コスト化に向けた取組、財務基盤の充実等、経営規模の強化、経営基盤の拡大等が順調に進んでいるものというふうに考えてございます。

ただ一方で、木材価格の動向等によりまして、その影響を受けた結果といたしまして、指標(1)では低下が見られたということでございますので、改善・見直しの方向といたしまして、これまで実施してまいりました集約化施業に必要な人材育成、高性能林業機械の導入等に対する支援に加えまして、市町村、都道府県、森林組合、林業事業体、森林所有者、こういった方々が一体的に連携を行いまして、集約化施業の面的拡大を図っていくというような施策を講じていくことによりまして、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進み、これらの者の事業量シェアを増加に結び付けていきたいというふうに考えておるところでございます。目標①の望ましい林業構造の確立につきましては、以上でございます。

(木材産業課長)

それでは、木材産業課長の鈴木でございます。次の指標の国産材の供給・利用量について御説明申し上げます。目標②につきましては、年々下がり続けていた国産材の利用量をですねプラスに転じて、平成27年に2,300万 m^3 にするというものでございます。

平成20年度の供給量につきましては、建築基準法施行の手続きの遅れ等が影響しまして、住宅着工戸数が落ちました。その結果ですね、前年より23万4千 m^3 程減った1,910万 m^3 程度というふうに見込んでおります。この数字につきましては、用材にしいたけ原木や薪炭林の材積を足し込んだものでございます。20年の目標値の1,730万 m^3 に比べますと、1,900万 m^3 ということでAランクの見通しとなっております。さらに、外材の輸入量が大幅に落ち込んでおりまして、自給率についても、前年に引き続き増加する見込みというふうに考えているところでございます。

こういった国産材の供給量が、需要が落ちたにもかかわらず目標が達成できた原因つき

ましては、やはり合板分野において、間伐材等の小径木を利用する技術開発と投資が行われて大幅に需要量が増えたこと、それからロシア材の輸出関税引き上げの動きなど外材供給を巡る動きが不透明な状況にありまして、国産材の代替えということで競争力を持ち始めたことなどが考えられる訳でございます、今後とも、国産材の利用しやすい技術開発支援等に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

今年度以降はですね、やはり外材から国産材への原料転換、それから中小と製材工場が連携した水平連携というグループでの大企業になる方式、さらには国産材率が非常に低い紙用のですね間伐チップの安定供給等を図りまして、需要拡大に努めて目標値の達成に向けて頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(企画課長)

以上を踏まえまして、この施策に関する評価結果というところでございますが、真ん中より下のところでございます。

まず、望ましい林業構造の確立につきましては、先ほど説明がありましたように、素材生産の労働生産性が前年に比べて低下しております。従いまして、さらにこの施業の集約化を一層進めますとともに、集約化施業に必要な人材育成、路網整備、高性能林業機械の組合せ等による生産性の向上ということを図ることが必要ということでございます。

また、国産材の供給・利用量についてでございます。これも説明がありましたように20年の目標は達成する見込みということでございますけれども、景気後退等によりまして前年から減少する見込みということもございます。従いまして、この平成27年の目標達成に向けましては、さらに流通・加工の低コスト化、品質・性能の確かな製品の安定供給というものをさらに推進いたしますとともに、国産材を利用いたしました住宅づくり、「木づかい運動」等によりまして、消費者への啓発、また未利用の木質バイオマスの利用などを一層推進していくことが必要ということでございます。説明が長くなりまして恐縮でございますが、以上でございます。

(太田座長)

どうも有り難うございました。

この時期での実績評価の議論というのは昨年度から始まった訳で、ちょっと疑問があるところがございますけれども、ということはまだ実績が出ていないということですが、ということでもう1回議論の機会がございますけれども、ただ今の説明につきまして御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

田中委員どうぞ。

(田中(美)委員)

すみません、私なれないものですから失礼というか、的外れな質問になるかも知れませんが、よろしくお願い致します。

まずですね、森林病虫害のですね病虫害の部分なんです、松くい虫については詳しく御説明いただきましたけれども、そこがございますようにシカ害とかですね、獣害が非常に今、私森林ボランティアをやらせていただいているのですが、その対策が非常に今、私

ども重大なことになっている訳ですね。そこに対する獣害対策の指標とそれから評価の仕方が、一つどんなふうになされているのかということの質問です。

もう1つは、ボランティアなんですけど、これではボランティアの企業数ですとか、ボランティアの数ということは評価の対象になっているようなんですが、私は中身ですね。ボランティアのつくる森林づくりというのが、ある会合で出てましたですね。善意の生態系の破壊だという緑化活動ですね。我々ボランティアのやっているものが、それに近いのではないかと、そういうことも見受けられるという発言を伺いまして、非常にショックを受けた訳なんですけれども。この辺ですね、単なるボランティアの数ですとか企業数ではなくて、その中身がですねどんな森林づくりをしているのか、それから生物多様性という問題が最初に出ていたと思いますけれども、やはり今までと違う単なる緑化でなくてですね、生物多様性に耐えうる森林づくりをこれからは推進すべきだと思っておりますので、この辺の評価対象というものも、少しお考えいただければ有り難いと思います。

(太田座長)

ではよろしく申し上げます。

(森林保護対策室長)

まず、1点目の森林病虫害の関係でございますが、確かにシカの被害も森林づくりの上で非常に最近問題になっているかと思いますが、冒頭説明でも申し上げましたとおり、森林病虫害、獣害、虫と鳥獣害、非常に被害の原因になっているものが多岐にわたっておりまして、それぞれを目標と定める、若しくは代表的なものを目標と定めてやるというのは非常に難しい面もございますので、最も森林病虫害、獣害の中で、我が国にとって一番被害の多いもの、これが全国的に松くい虫被害がですね最も多いものですから、それを指標として使っているところでございます。資料の方では、シカ害とかクマ等の害について、近年の状況については、資料として添付はさせていただいているところでございます。

2つ目のボランティアの関係で、中身の内容についても評価をすべきではないかという御意見でございますが、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進という目標については、先ほど申しましたように3年毎に行っておりますアンケート調査から算出をしております。目標値につきましては、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくため、森林及び林業について、広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくというのが非常に重要で、こういった気運を醸成していくところでございますが、森林づくりの国民の参加を促進させることを目標としておりますので、まずこういった森林づくりへの活動の参加数、年間延べの参加数を設定をさせていただいております。

なお、アンケートでは、ボランティア団体が1回で複数の内容の活動を行うこともあるために、具体的にその内容毎に参加者数を調査するというのは非常に困難でございます。ボランティア団体が主にどのような活動をしているかを調査していることから、こうしたことを踏まえて評価をしていきたいというふうに考えております。以上です。

(太田座長)

有り難うございます。2点ともごもつともな質問で、常に議論をしているところでござ

います。お答えの方も、実は同じようなお答えなんですけれども、さらに前進させなければいけないということで、是非これから御努力いただきたいと思っておりますし、また、私達も知恵を絞らなければいけないのかなと思っております。よろしゅうございましょうか。

少し時間をオーバーしておりますけれども、もう1、2点でもよろしく願います。
安藤委員どうぞ。

(安藤委員)

先程のごもつともという話と、それから企業の森林ですね、これに関しても件数で言われてますけれども、やはりせめて面積であるとか、件数と面積ぐらいは出せるはずなので、質の問題ではなくてですね、そこまではなかなか難しくともできるものは出していたきたい。

それから、数が増えれば増加すればAランクですが、実は木材を利用する側で言えば、安定化していることがAランクである評価といのもある訳で、必ずしも増やせ増やせではない。そのある目標に対して、非常に安定的であったらランクが上がると、このような評価軸も念頭に置いていただきたいと。そうしませんとその経済的な動向の中で、判断を誤る。それから、どんどんコストダウン、例えばハードですけれども、機械にしましてもコストダウンを図って、予定計画額をどんどん下げて行くというのでしょうか。この努力を評価するとかですね。この辺、非常にタイミングのズレというものがあるやに実は思いますので、細かい見直しというのが必要だなと、こういう感想を持ちます。

(太田座長)

どうも有り難うございました。何かございますか。よろしいでしょうか。

大変意見がとおりかも知れませんが、この20年度の実績評価につきましては、データが出揃い、さらに分析したものを6月の専門部会で改めて意見を伺うということになっておりますので、本日はもし何かありましたらと思っておりますけれども、この辺りにさせてもらいたいと思っておりますが、今、安藤委員、田中委員から出ました意見も含めまして、委員もフレッシュに我々なったということも含めまして、少し前進させたいなという感じを私も思っております。どうぞよろしくお願い致します。

(4) 平成21年度政策の実績評価における目標設定について

(太田座長)

それでは、議事4平成21年度政策の実績評価における目標設定につきまして、事務局より御説明をよろしくお願い致します。

(企画課長)

この次年度の目標設定につきましては、実は4月に農林水産省全体の政策評価会が開かれまして、そこで決定をされるということでございます。従いましてそれに先立ちまして、今回、御意見を伺えればということでございます。

資料5でございます。既に、目標についての御議論になっているところでございますけ

れども、2分野8目標というような目標が設定されております。この中で、目標①、それから③、それから⑥と、これは一番下のところでございますが、①、③、⑥につきましてはですね、これは林野公共事業の長期計画でございます森林整備保全事業計画、この成果目標を基にですね、目標なり指標なりの設定が行われているところでございまして、実はこの森林整備保全事業計画というのはちょうど切り換えの時期になっております。

現在、この平成21年度から25年度までを計画期間といたします次期計画、これを策定作業中ということでございまして、この次期計画がこの春に策定をされるということでございます。従いまして、これらの目標につきましては、この次期森林整備保全事業計画の策定を受けまして、具体的な目標や指標の設定をしたいというふうに考えているところでございます。

それ以外の目標については、この紙ではですね、現行の目標を踏襲する案ということで書かせていただいておりますが、今ほども目標についてはいくつか御意見を頂戴をしたところでございます。また、一昨日の政策評価会におきましてですね、実は森林病虫害の被害の防止につきましては、御質問、御意見をいただいているところでございますので、こういう御意見を踏まえまして、さらに検討をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

(太田座長)

どうも有り難うございました。先ほどから出ている御意見等を踏まえることだろうかと思いますが、ただ今の御説明につきまして、御意見、御質問がありましたら、よろしくお願ひします。1つは、森林整備保全事業計画が近々にということで、それを見てということもございすけれども、何かございすでしょうか。

企画課長からもお話いただきましたように、先ほどから出ている委員の御意見も踏まえて、或いはこの新しい森林整備保全事業計画も踏まえて設定されるということで、次の機会にまた御議論もいただきたいと思ひます。

それでは、目標設定の方向、こういう形でいくということについては、これでよろしゅうございすでしょうか。どうも有り難うございました。

(5) その他

(太田座長)

他に特に意見はないようでございますので、議事5その他として、今後のスケジュール等につきまして、事務局より御説明をお願い致します。

(企画課長)

はい、有り難うございます。

本日いただきました御意見等を踏まえましてですね、新規事業の事前評価を進めますとともに、期中及び完了後の評価結果についてもとりまとめたいというふうに考えております。

なお、林野公共事業の事業評価結果につきましては、予算成立後に公表ということにな

っておりますので、御了解いただきますとともに、最終的な評価結果につきましては委員の皆様方にも御報告をしたいというふうに考えているところでございます。

スケジュールにつきましては、資料6で御説明をさせていただきます。平成20年度政策の実績評価結果につきましては、本日いただきました御意見、それから一昨日の農林水産省全体の政策評価会の御意見を踏まえまして、さらに目標の実績値が整った段階で評価をするということで、次回の林野庁専門部会で再び御意見をお伺いする予定にしております。

次回の専門部会の日程につきましては、今後、調整をさせていただきたいと思っておりますけれども、6月上旬頃に開催ということでございます。その後、6月中旬に農林水産省全体の政策評価会を経まして、7月中旬頃を目処に公表を予定ということで考えているところでございます。

また、平成21年度政策の実績評価の目標設定につきましては、先程来御議論いただいておりますが、まだたたき台の段階ということでございますので、この4月下旬に開かれます農林水産省全体の政策評価会の開催までの間にですね、さらにお気付きの点がございましたら御意見等をお寄せいただければというふうに思います。また、こちらの方ですね、林野庁の方の内部検討で大きな変更等がございましたら、再度この資料というものを送付させていただきたいというふうに考えております。

なお、本日の議事録につきましては、委員の皆様方に御確認をいただきました上で、公表させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願い致します。

(太田座長)

はい、どうも有り難うございました。ちょっと議論を急がせてしまいましたけれども、もうちょっと時間をいただきたいと思っております。ただ今、治山課長の方より期中評価の件で補足説明をということでございますので、よろしく申し上げます。

(治山課長)

申し訳ございません。治山課長でございます。

先ほど、田中委員から滋賀県の災害直後の対応状況を確認して下さいということで、今取り急ぎ確認いたしました。先ほどちょっと、やったかやらないかみたいな話だったのですけれども、この箇所につきましては、災害直後のいわゆる災害関連緊急事業というようなことでは施工はしておりませんでした。やはりアクセスの関係もあったんだと思います。

御指摘のとおり災害復旧に当たっては、再度災害の恐れもありますので、そういうたメニューも使いまして、今後とも可能な限り早期対応に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

(太田座長)

どうも有り難うございました。

それでは、本日の意見等を踏まえ、作業を進めていただきたいと思います。また、何かございましたら事務局に御意見をお出しいただければと思います。

なお、今後修正が生じたときの取り扱いにつきましては、座長に一任いただきたいと思います。よろしく申し上げます。はい、よろしく申し上げます。どうも有り難

うございます。

また、議事録の件につきましては、事務局の説明のとおりとさせていただきます。なお、次回の部会につきましては、事務局から連絡があるということですので、そのようにご承知おき下さい。それでは、以上をもちまして、本日の部会を閉会と致します。どうも御協力有り難うございました。